

第 509 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 5 年 7 月 4 日(火) 午後 3 時 00 分～午後 3 時 55 分

場 所 KKR ホテル名古屋 4 階「福寿の間」

出席者

(公益代表委員) 小野木委員、中山委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、大脇委員、木戸委員、中島委員、松下委員

(使用者代表委員) 梶原委員、太箸委員、堀江委員、竹内委員、安田委員

(事務局) 阿部労働局長、伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
名倉課長補佐、大口賃金指導官、吉田賃金調査員、丹下賃金調査員

- 議 題 (1) 愛知地方最低賃金審議会 会長及び会長代理の選出について
(2) 愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)
(3) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について
(4) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
(5) 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会設置等について
(6) その他

議 事

○大口賃金指導官

審議会開催にあたり事務局より御案内いたします。

本日の審議会は、報道機関によりまず冒頭の撮影及び諮問時の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会といたします。では、これより報道機関の方の撮影を可能といたします。

(報道機関 撮影)

○大口賃金指導官

それでは定刻となりましたので、ただ今から第 509 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆さまにおかれましては御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は鈴木進也委員が欠席され 4 名の出席、労働者代表委員は 5 名全員が出席、使用者代表委員は 5 名全員が出席となっております。出席委

員の合計は委員総数の 3 分の 2 以上となる 14 名であり、最低賃金法施行令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

議事に先立ちまして、会長及び会長代理が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます大口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料No.1 からNo.8 を配付しています。

なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告いたします。

本日は、第 49 期愛知地方最低賃金審議会委員による、令和 5 年度の第 1 回目の審議会となります。

これより委員の皆さまを御紹介させていただきます。

会議資料の資料No.1 として第 49 期委員名簿をお手元にお配りしております。名簿順にお名前をお呼びし、御紹介に代えさせていただきます。

まず、公益代表委員の方から御紹介いたします。小野木昌弘委員、中山徳良委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員。

次に、労働者代表委員を御紹介いたします。中島裕子委員、木戸英博委員、大脇匡人委員、安藤知子委員、松下克裕委員。以上 5 名の皆さまです。

次に、使用者代表委員を御紹介します。梶原弘司委員、太箸俊一委員、堀江公仁子委員、竹内弘一委員、安田朗子委員。以上 5 名の皆さまです。

なお、先ほど御紹介しましたとおり、公益委員代表の鈴木進也委員は本日御欠席となります。

事務局となります愛知労働局職員につきましては、資料No.2 として名簿をお配りしております。名簿の配付をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、本年度第 1 回目の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、愛知労働局長より御挨拶を申し上げます。

○阿部労働局長

皆さん、こんにちは。愛知労働局長の阿部でございます。本日付けで愛知局長に着任させていただきました。昨日までは広島の局長をしております、実は昨日、広島で諮問したところでございます。

本日は、第 49 期愛知地方最低賃金審議会 1 回目の会議ということでございます。委員の皆さま方には、最低賃金の制度だけではなくて広く労働行政につきまして、多大なる御理解、

御協力を賜っておりますことをまずもって御礼申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

最低賃金につきましては、やはり今の経済情勢、非常に物価が上がっていたりエネルギーとか、いろいろなところでの問題があります。この後、諮問のあとでも御説明させていただくことになっておりますが、やはり国民の関心事項としての賃金問題については、世論に広く渡っておりますし、また岸田内閣におきましても賃金を上げていろいろ手を尽くしてしていくとか、賃金に関していろいろな意味合いをもって重く受け止めていろんな施策を進めていくということになっているようでございます。

私ども労働行政も、そういう中でしっかりした対応をしていかなければいけないんですけれども、最低賃金の制度につきましては、やはり委員の皆さま方の真摯な御議論の上でしっかりした制度を作っていくって県内の方々に広く理解していただき、しっかり定着していただく、そういうことで経済の底上げを図っているということを是非進めていきたいと思っております。

暑い中の議論を続けていただくことになるとは思いますけれども、委員の皆さま方にはこれから2年間の任期になるとは思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大口賃金指導官

それでは、最初の議題「愛知地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について」でございます。ここからは着座にて失礼いたします。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」ということになっております。

当審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選結果を御承認いただくことが慣例となっております。

今回もこの方法で御承認いただけますでしょうか。

御賛成の方は拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○大口賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、選出方法につきまして御承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果を御報告いたします。

会長に中山徳良委員、会長代理に鈴木進也委員が選出されたとの御報告をいただいております。皆さま御承認いただけますでしょうか。

御賛成の方は拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○大口賃金指導官

ありがとうございました。御承認いただきましたので、会長、会長代理の名札を中山徳良委員、鈴木進也委員の机の上に置かせていただきます。

(職名札設置)

○大口賃金指導官

それでは、会長に就任されました中山委員に御挨拶をお願いいたします。

○中山会長

ただ今、会長に選出していただきました中山と申します。前期から引き続きまして委員を務めておりますが、会長職に就くのは初めてでございますので、至らないところもあるとは思いますが、労使の皆さんに真摯な議論をしていただけるように実効円滑に進めて参りたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○大口賃金指導官

ありがとうございました。

鈴木委員は、本日、御欠席の連絡をいただいておりますが、会長代理受諾の内諾をいただいておりますことを御報告いたします。

以後の進行につきましては、中山会長をお願いいたします。

○中山会長

それでは、始めさせていただきます。次第に従いまして、進めたいと思っております。

議題（２）「愛知県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入らせていただきます。

最低賃金の改正決定について、阿部労働局長から諮問がございます。

○阿部労働局長

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0704第1号

令和5年7月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、愛知県最低賃金(昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

(諮問文手交)

(写真撮影)

(諮問文(写)配付)

○中山会長

では、阿部労働局長から御発言をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○阿部労働局長

ただ今、令和5年度愛知県最低賃金額改定について諮問させていただきました。昨年度は、当県の経済雇用の実態、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告等を十分に参酌した御審議を真摯に、また、極めて精力的に行っていただいたと承知しております。その結果31円の引上げ986円となったところでございます。審議会での御意見、御指摘も踏まえて、労働局におきましては関係機関とも協力の上、広報に全力を挙げてまいったところです。成長と分配の好循環を早期に実現する持続的な賃金上昇に向けて、労働生産性と労働分配率を一

層向上させる必要があるという認識になっております。

先ほど諮問文にも書かせていただいております、本年 6 月に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」こちらにおきまして最低賃金につきましては、昨年は過去最高の引上げとなったが、本年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと御議論いただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランクを 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、ということ。

本年夏以降は、加重平均 1,000 円を達成した後の引上げ方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行っていく、ということ。

また、中小・小規模企業等の賃上げに関しては、成長と賃金上昇の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人出不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする、というところでまとめられているということでございます。

一方、最低賃金の引上げに関しましては、個々の企業が賃金引上げをしやすい環境整備をしていくことが非常に大事だと思っております。

これにつきましても、今年度基本方針で記載されておりますが、中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金による賃上げ企業の優遇等の強化を行う。さらに各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう、取引適正化の促進を強化する。また、業界団体に自主行動計画の改定・撤廃を求めるほか、価格交渉促進月間の取組や価格交渉の支援を行う、というようなことがまとめられているということでございます。

なお、労働局でも助成金などを使って企業の方々にもしっかりした対応をお願いできるようにと、そこはやはりしっかりした支援を行うことで、その取組を進めていくということが続けていきたいと思っております。

こういった政府全体としての閣議決定された方針というものがあります。後ほど説明させていただくことになるとは思いますが、こういった事に御配慮いただきながら、また引き続きでもできるだけ早期、できれば 10 月 1 日の発効を目指した御審議をお願いできたらありがたいと思っております。

大変暑い時期になってまいりますけれども、委員の皆さま方におかれましては、日程も本当に窮屈な中になるかと思えます。事務局としても精一杯支援してまいりたいと思っておりますので、真摯に御議論いただきますよう、ぜひともお願い申し上げます。

○中山会長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として愛知県最低賃金の改正について、これから真摯に審議を行うことといたします。

○大口賃金指導官

報道各位の皆さまに申し上げます。ビデオ・カメラ等、頭撮りはここまでとさせていただきます。カメラ、ビデオのみの方は御退出いただきますようお願い申し上げます。

○中山会長

続きまして、議題（３）「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について」に入ります。愛知県最低賃金の改正決定に関する審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、専門部会を設置して審議することとなっています。愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等については、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取をあわせて、事務局から御説明をお願いします。

○平井賃金課長

着座にて説明をさせていただきます。

専門部会の設置は、最低賃金法第 25 条第 2 項に基となる規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。まず、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないとされています。専門部会の委員は、公労使各同数とされ、委員数は 9 人以内とされています。このため、公労使各 3 名の委員により組織されます。労働者及び使用者代表である委員は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから愛知労働局長が任命します。委員の推薦に係る公示は、本日から 7 月 18 日までの 15 日間行います。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を本日から 7 月 25 日まで 22 日間行います。

ここで、3ページの資料No.3「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告」について、説明させていただきます。

毎年度の地域別最低賃金改定に当たり、中央最低賃金審議会より地方最低賃金審議会に対して目安が示されることとされており、この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされ、平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について、「5年ごとに見直しを行い、2022年度以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。」とされ、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告がとりまとめられ、中央最低賃金審議会です承されました。

同報告の主なポイントとしては、「地方最低賃金審議会における審議に関する事項について」として、「ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）」について、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数が4つから3つに見直されました。ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要と現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とすることに決まりました。令和5年度から適用される目安ランクは、18ページの別紙3の表のとおり、Aランクが東京、大阪、愛知など6都府県、Bランクが岐阜、三重、兵庫、広島、福岡など28道府県、Cランクが青森、秋田、鹿児島、沖縄など13県となっています。

そして、「発効日」については、公労使の審議の結果で決まるものであること、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることを周知することとされています。

また、「中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について」に関して、「政府方針への配慮の在り方」については、目安審議においては、時々事情として政府方針も勘案されているが、最低賃金法に基づく3要素、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であるとされています。

そして、「議事の公開」について、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開するのが適当との結論に至り、事務局においては円滑な進行及び傍聴者に配慮した公開に係る企画運営の在り方を検討すべきとされ、本省事務局からも地方最低賃金審議会においても検討をお願いした

いと示されています。

議事の公開に関しては、愛知の場合、本審の議事は公開しておりますが、今審議会において、専門部会、検討小委員会での公労使三者による議事の部分の公開についてどうすべきか、ご審議をお願いしたいと思います。

それでは、専門部会の公開について、審議会委員の皆さまに御審議いただきたいと存じます。なお、これまで、専門部会の公開につきましては、第1回専門部会の中で審議をして決めていただいていた経過があります。事務局からは以上です。

○中山会長

ただ今の事務局からの説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(質問なし)

○中山会長

それでは、専門部会の公開について、皆さま、御意見はいかがでしょうか。

○長谷川委員

よろしいでしょうか。

これまでどおり従来どおり、専門部会の中で審議をして決めていただくという方法がよろしいか考えますが、いかがでしょうか。

○中山会長

はい、長谷川委員の方から、これまでどおり第1回専門部会において、議事の公開について審議を行うという御意見が出ましたけれども、それでよろしいでしょうか。

御賛成の方は拍手で御承認をお願いしたいと思います。

(拍手承認)

○中山会長

では、第1回専門部会において、議事の公開について審議を行うことといたします。

次に議題(4)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」に入ります。

特定最低賃金の改正に関する申し出状況について事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

説明させていただきます。

本年3月30日に労働団体である、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、6件の特定最低賃金の改正について意向表明がなされました。そして、同年6月27日に同連合会から愛知労働局長に対し、改正5件にかかる申出書の提出がありました。

19ページの資料No.4を御覧ください。改正の申し出のあった産業・業種は、この表にある5件であり、新設の申し出はありませんでした。ただ今より順に名称を読み上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 平成20年愛知労働局公示第3号
 2. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 同公示第4号
 3. 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 同公示第5号
 4. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 同公示第6号
 5. 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金 同公示第9号
- 以上です。

○中山会長

ただ今、特定最低賃金5業種についての改正決定の申し出があったとの報告がありました。これに関し、愛知労働局長から諮問がございます。

○阿部労働局長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0704第2号
令和5年7月4日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年6月27日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長可知洋二から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記5件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

なお、改正の申出があった特定最低賃金の5件につきましては、先ほど事務局から説明したとおりでございますので、繰り返しになりますので、読み上げを省略させていただきます。よろしく願いいたします。

（ 諮問文手交 ）

（ 諮問文(写)配付 ）

○中山会長

それでは、局長から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として5業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行うことといたします。

続きまして、議題（5）「愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

○平井賃金課長

はい、説明いたします。

22ページの資料 No. 6の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程の改正についてご説明いたします。

改正の内容は、現行の運営規程第2条において、「委員会の構成は、会長を含め、公益代表委員5名、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、・・・」と規定されているところ、公益委員の人数を3名とし、公労使同数3名にするものです。資料 No. 6のとおり、左側が「現行」、右側が「改正案」となっており、改正箇所の下線を付しております。

全国の審議会の特定最低賃金の必要性を審議する小委員会等の設置状況をみますと、47 都道府県のうち、愛知ともう 1 県だけが公：労：使＝5 名：3 名：3 名と公益委員が多く、同数ではない状況となっています。この度、全国の審議会の状況に足並みを揃える観点から、公労使各 3 名の同人数の構成にする改正案を作成しました。

規程の改廃に当たっては、愛知地方最低賃金審議会運営規程第 10 条の規定に基づき、審議会の議決に基づいて行う必要がありますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○中山会長

ただ今の事務局からの改正案の説明につきまして、何か御質問はありますでしょうか。

(質問なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。それでは、改正案について議決を行いたいと思います。委員の皆さま、御異議はありますでしょうか。なければ、御賛成の方は拍手で御承認をいただければと思います。

(拍手承認)

○中山会長

ありがとうございます。それでは、改正案のとおり改正し、本日より施行とします。事務局は改正後の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程を配付してください。

(運営規程配付)

○中山会長

先ほど局長から諮問していただきました、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、従来から、愛知地方最低賃金審議会運営規程第 3 条の規定により「検討小委員会」を設置して審議しております。本年度も「検討小委員会」を設置して、審議することとしてよろしいかお伺いしたいと思います。

御賛成の方は拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○中山会長

ありがとうございます。承認いただきましたので、検討小委員会の設置・運営について、事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

説明いたします。

愛知地方最低賃金審議会運営規程を 20 ページ、資料No.5 としてお配りしており、改正後の検討小委員会運営規程を先ほどお配りしました。

愛知地方最低賃金審議会運営規程第 3 条において「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされ、ただ今御承認を受けました検討小委員会運営規程第 2 条により、「委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ 3 名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。」とされています。これら規程によりまして、会長が委員を指名し、小委員会を設けることとなっています。

○中山会長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

(意見質問等なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。それでは、検討小委員会運営規程第 2 条によりまして、検討小委員会委員を決定したいと思います。

事務局からは、労側の被推薦者は、安藤委員、木戸委員、大脇委員、使側の被推薦者は、梶原委員、太箸委員、堀江委員と聞いておりますが、これに間違いございませんでしょうか。

(異議なし)

○中山会長

それでは、労側委員といたしましては安藤委員、木戸委員、大脇委員、使側委員としましては梶原委員、太箸委員、堀江委員を指名いたします。

また、公益委員は鈴木委員、長谷川委員、そして私、中山の3名が委員となります。

委員の皆さまには、検討小委員会の円滑な運営につきまして、御協力をお願いします。

次に、特定最低賃金に関する審議に関して何か御意見があれば、お伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

○中山会長

それでは、先ほど、専門部会の公開についてお伺いしたところですが、検討小委員会の公開についてもお伺いしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

先ほど、御説明しましたように、公労使三者が集まって議論を行う部分については、全員協議会報告において「公開することが適当」とされておりますので、専門部会と同様の対応とする必要があるものと思料します。

なお、これまで検討小委員会の公開につきましては、第1回検討小委員会の中で審議をして決めていただいていた経過があります。事務局からは以上です。

○中山会長

それでは、検討小委員会の公開について、皆さま、御意見はいかがでしょう。

○長谷川委員

よろしいですか。検討小委員会の方につきましても、これまでどおり検討小委員会の中で決定をしていくということできたいと考えますが、いかがでしょうか。

○中山会長

長谷川委員の方から御発言がありましたけれども、これまでどおり、第1回検討小委員会において、議事の公開について審議を行うということにしたいと思っておりますけれども、皆さま

いかがでしょうか。賛成の方は拍手で御承認をいただければと思います。

(拍手承認)

○中山会長

はい、ありがとうございます。では、第1回検討小委員会において、議事の公開について審議を行うことといたします。

それでは最後に、議題(6)「その他」となっておりますが、労使各側から何かありますでしょうか。労側いかがでしょうか。

○大脇委員

皆さん、お疲れ様です。発言の機会をいただきありがとうございます。

本年の最低賃金の審議におきましても、公益代表委員、使用者代表委員、皆さまよろしくお願いいいたします。

本日の審議会に労働者側から資料を提出させていただいております。こちらのカラーの資料となります。お手元の資料に沿って発言をさせていただきます。ここからは着座で失礼いたします。

1 枚開いていただきまして、労働者側地域別最低賃金に対する主張ということで、まず初めに地域別最低賃金に対する主張です。

1 点目は物価上昇についてです。2021 年度後半から続く物価上昇は、今年に入りましても歯止めがかかっておらず、高い水準が続いております。最低賃金近傍で働く者にとっては、明日の生活も今までどおりにはいかないといった厳しい生活実態を直視して、生活水準の維持、向上の観点からも物価上昇率を考慮した引上げが必要であります。記載されています数字につきましては、東海財務局が6月に発表した直近の数字となっております。

続きまして2点目は、今年の春闘の賃上げの流れを最低賃金の金額の引上げにつなげることです。連合愛知の5月末の集計結果では、回答を引き出した組合のうち、8割が賃金改善分、いわゆるベースアップ相当を獲得し、額・率ともに過去最高となっております。この結果を労働組合のない未組織労働者の労働条件向上へ波及させるべきだと考えております。

以上の2点から、地域別最低賃金は昨年以上の金額の引上げを行うべきだと考えております。

次のページに移ります。3点目につきましては、現行水準の低さです。愛知県の最低賃金、

今ですと時給 986 円では年収に換算しますと、200 万円未満ということで、それに満たないのが実態であります。

また 4 点目として、最低賃金の引上げは同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることにつながり、愛知県の労働者の約 4 割を占める有期・短時間契約等労働者のやりがい・働きがいの向上につながると考えております。

次のページからは特定（産業別）最低賃金に対する主張となります。まず、改めてその意義・目的を御理解いただきたいと思っております。唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、同じ産業で働く労働者の賃金格差の是正、労働の質に相応しい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材の確保を図るため、また、産業内の公正競争力確保を通じて、産業全体の健全な発展を促すことを目指しております。その上で、愛知県では 5 業種の申出を行っていますが、各当該産業労使が交渉を通じて締結した、企業内最低賃金を基礎とする労働協約ケースで申出を行っております。よって、各産業をとりまく情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議が行われることを労側としては強く求めたいと思っております。

続きまして次のページに移ります。こちらが改めて上記の図は使用者側が常に言われております、生産性の向上を通じて原資を確保した上で賃上げにつなげるというサイクルになります。波線で囲ってあります適正取引・価格転嫁と労働分配率にはそれぞれ課題があり、このサイクルが循環できていないのではと感じております。適正取引・価格転嫁については、次のページで述べますが、結果右上、5 ページの右上でいきますと、日本の賃金は低水準で推移しておりまして、労働分配率も先進国の中でも低水準となっており、経営者からも人材確保が難しいという声が出ているのが今の現状です。ここで伝えたいのは、左下の図、産業ごとに労働生産性はバラついておりますので、こちらの出している元としましては総務省、経済産業省が経済センサス活動調査を元に愛知県が作成した図となっております。まずはそれぞれの産業に見合った賃金への引上げ、日本全体の賃金水準を上昇させることで国際競争力を向上させ、日本の産業の維持、持続的な発展につなげていくことが重要です。左上のサイクルを好循環させるための重要な役割をこの特定最賃が担っていると考えております。

次の 6 ページ目になります。こちらは適正取引・価格転嫁について補足になります。こちらの資料にあるとおり、先ほど御紹介もありました閣議決定がされました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版案」や「経済財政運営と改革の基本方針 2023」では、地域の人出不足や国際的な人材獲得競争に勝つためには価格転嫁は不可欠であり、労務費の価格のあり方についても動き始め、中小・小規模事業者の賃上げに向けては労務費

を含めた価格転嫁が行われるよう、取引適正化の促進が必要であることは、公労使一致しております。重ねて自動車関係の経営者団体、自工会、部工会も最賃引上げを反映した適切な労務費、労務費用を反映すると提言しており、率先して取り組んでおります。愛知県においては、すそ野が広い製造業において、適正な価格転嫁を実現することが不可欠であり、そのためにも特定最賃の担う役割が今こそ重要であり、必要とされております。

最後のページになります。こちらは、昨年までの労使の主張をまとめた表になっています。内容は細かくは御説明しませんので御確認いただきたいと思っております。地賃につきましては、必要性については概ね労使での大きな隔たりはないかなと考えておりますが、特賃については、制度の考え方、捉え方に大きな相違あるかなと捉えております。

ですので、今年度の最低賃金審議会では改めて制度の意義、役割や必要性、なぜ必要なのかなぜ不要なのかというところについて、公労使この場で考えを次回の小委員会を通じて確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上となります。

○中山会長

はい、ありがとうございます。使用者側は何かありますでしょうか。

○梶原委員

使用者を代表しまして一言だけ御挨拶したいと思います。

地域別最低賃金につきましては、これから中央の方から目安が示されるということですので、まだなかなかどんな状況かわからないというような状況でございますけれども、いずれにしましても、企業をめぐる情勢というのは、世界情勢をみましてもいろいろな形で影響が大きいと、目まぐるしく変わっているというような状況でございます。そういった企業をめぐる情勢を当然踏まえながら、この最低賃金、地域別最低賃金につきましては最低賃金法に基づく三要素、労働者の生計費、賃金、それから企業の支払能力と、こういった三要素をどういった形で数値として反映していくのか、というようなことを真摯に議論しながら進めてまいりたいと考えております。

それから特定最賃につきましても、その意義につきましても、議論を重ねながら考えていきたいと決めていますので、よろしく願いします。以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。他の委員の方から何か御発言はありますでしょうか。よろし

いですか。事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○平井賃金課長

2点御連絡します。

1点目は、別途配付資料として、本年6月23日付けで、愛知県弁護士会より審議会会長あてに「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施及び実効的な中小企業支援を求める会長声明」が提出され、中央最低賃金審議会及び愛知地方最低賃金審議会に対し、早急に、最低賃金額を時間額1000円を超えるように大幅に引き上げた金額を答申すること、全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求められております。また、政府に対し、中小企業に対する実効的な支援を実施すること及び全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取り組みを開始することを求められております。

次に、2点目として、団体からの要請文等を別途配付資料として配付させていただいておりますが、本年6月29日付けで全労連東海北陸地方協議会議長より、愛知労働局長及び審議会会長あて、「猛烈な物価高騰のもとで最低賃金1500円、全国一律制などを求める要請書」が提出されています。その中で、

- 1.最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
- 2.大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
- 3.すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度を実現し地域間格差の是正を国に働きかけること。

他、5件の要請がなされています。

また、愛知県労働組合総連合議長、名古屋ふれあいユニオン運営委員長より、審議会会長あて「物価高騰が止まらないなかで「最低賃金の大幅引き上げ」「国に中小企業支援の要望」「民主的な審議」を求める要請書」が提出され、その中で、

- 1.愛知県最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
- 2.最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を減免するなど、政府に対し中小企業支援策の抜本的な強化を求めること。
- 3.愛知県最低賃金専門部会を公開すること。
- 4.愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で、労働者の意見陳述の場を設けること。

の要請がありました。同要請文は、愛知労働局長あてにも提出されています。

また、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請署名」9,479筆と「最低賃金を1,500円に！！」オンライン署名1,348

人、合わせて、10,827筆分の署名の提出を受けています。集められた署名につきましては、御覧いただきますように中央の机に置かせていただいております。委員の皆様の机には、資料としてこのような赤いラインの署名の用紙と、オレンジ色の署名の用紙を記載内容の参考に置かせていただいております。

また、本日、第99回総行動実行委員会、全労連・全国一般労働組合愛知地方支部 名古屋地域支部、日本金属製造情報通信産業労働組合 愛知地方本部 愛知支部、障害者労働組合より愛知労働局長あてに、「現下の高物価への対応に見合う、直接的な中小企業支援策の実施と、愛知県地方最低賃金の可及的速やかな1500円以上への大幅引き上げを求める要請」が提出されております。ここで御紹介をさせていただきます。

○高橋主任賃金指導官

それでは続きまして事務局から併せて御連絡をさせていただきます。

今後の日程につきましては、中央最低賃金審議会の動向を踏まえて決定することとなります。このため、同審議会の動向についてはできるだけ速やかに皆さま方にお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○中山会長

今後の審議につきましては、中央最低賃金審議会の動きを踏まえまして進めることにしたいと思っております。他に、労働者側の方、使用者側の方、何か御意見があればお願いたします。

(意見なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。では以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。第509回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。

本日は、お疲れさまでした。

